

岩手県選挙管理委員会告示第9号

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年2月28日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸之

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示

岩手県選挙等執行規程（昭和57年岩手県選挙管理委員会告示第11号の2）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(投票所の開閉時刻の変更の届出)</p> <p>第165条 漁業法施行令第6条（投票所の開閉時刻）第3項の規定による届出は、投票所開閉時刻変更届（様式第102号）により行わなければならない。</p> <p>(審査に付される裁判官の氏名等の掲示の様式等)</p> <p><u>第170条</u> 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第52条（裁判官の氏名の掲示）の規定による裁判官の氏名等の掲示は、様式第103号によるものとする。</p> <p>2 最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第23条の規定による抹消は、当該裁判官の欄に縦2本の線を引いて行い、退官、死亡等と朱書するものとする。</p> <p><u>第171条</u> 削除</p> <p>様式第96号から<u>様式第101号</u>まで 削除</p>	<p>(投票所の開閉時刻の変更の届出)</p> <p>第165条 漁業法施行令第6条（投票所の開閉時刻）第3項の規定による届出は、投票所開閉時刻変更届（<u>様式第101号</u>）により行わなければならない。</p> <p><u>(裁判官が退官等した場合における掲示の様式)</u></p> <p><u>第170条</u> 最高裁判所裁判官国民審査法第14条の2（裁判官が退官等した場合における投票用紙の取扱い等）第3項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による掲示は、<u>様式第102号</u>によるものとする。</p> <p>(審査に付される裁判官の氏名等の掲示の様式等)</p> <p><u>第171条</u> 最高裁判所裁判官国民審査法第52条（裁判官の氏名の掲示）の規定による裁判官の氏名等の掲示は、<u>様式第103号</u>によるものとする。</p> <p>2 最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第20条（<u>裁判官が退官等した場合における裁判官の氏名等の掲示の取扱い</u>）第1項の規定による<u>消除</u>は、当該裁判官の欄に縦2本の線を引いて行い、<u>退官又は死亡</u>と朱書するものとする。</p> <p><u>3 最高裁判所裁判官国民審査法施行令第20条第2項の規定による変更は、当該裁判官の氏名に縦2本の線を引いて行い、変更後の氏名を記載するものとする。</u></p> <p>様式第96号から<u>様式第100号</u>まで 削除</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第102号を様式第101号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第102号（第170条関係）

注 意

最高裁判所裁判官国民審査における裁判官氏名は、その官を失った（死亡した、年齢七十年に達した、直近に付された審査の期日から十年を経過していない）ため審査を行わないこととなりました。

年 月 日

何市（町、村）選挙管理委員会

注1 掲示は、期日前投票所及び不在者投票管理者（公職選挙法施行令第125条の4に規定する者に限る。）の管理する投票を記載する場所内の審査人の見やすい場所並びに投票所（共通投票所を含む。）内の投票の記載をする場所その他審査人の見やすい場所に行ってください。

2 最高裁判所裁判官国民審査法第14条の2第4項において読み替えて準用する場合の本様式の掲示に当たっては、

「
 氏名に変更が生じました。
 変更後の氏名氏名を
 その官を失った（死亡した、年齢七十年に達した、直近に付された審査の期日から十年を経過していない）ため審査を行わないこととなりました。」
 としてください。

改正前	改正後
様式第103号（第170条関係） [略]	様式第103号（第171条関係） [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、平成29年2月28日から施行する。